

奈良県がん検診実施要領の改正について（案）

1 改正の理由

令和3年12月2日開催の「令和3年度 第1回 奈良県がん予防対策推進委員会」において検討いただき、令和3年12月10日付けで改正を行った「奈良県がん検診実施要領」について、個人情報に関する法令の記載内容が5がんで統一されていなかったことから、マイナンバーの利用に関する法令についても留意するよう明記し、5がん統一の記載内容に改正を行います。

また、「奈良県大腸がん検診実施要領」 「(3) 実施方法および検査項目 ③便潜血検査ア. 採便の回数」に記載のあった「やむをえない場合には、1検体のみの検査で代用する。」との表記が削除され、2検体の提出が必要となったところ、様式1~3（問診票）では「提出検体数」を「1検体」又は「2検体」から選択する様式になっていることから、要領と様式の整合性をとるため改正を行います。

2 各がん検診実施要領の改正内容

(1) 胃がん（X線、胃内視鏡）検診、大腸がん検診、乳がん検診実施要領について

現行

「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第57号）」

改正案

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」

(2) 肺がん検診、子宮頸がん検診実施要領について

現行

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第65号）」

改正案

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」

(3) 大腸がん検診実施要領について

現行

- ① 要領内に「提出検体数」を記入する内容になっている
- ② 「提出検体数」を「1検体」又は「2検体」から選択する様式になっている

改正案

- ① 要領内容を修正
- ② 「提出検体数」の欄を削除